

昭和四十四年五月

### 四日市市議会臨時会会議録目次

議席の一部変更について.....	九
会議録署名議員の指名について.....	九
会期の決定について.....	一〇
四日市市議会副議長選挙について 選挙.....	一〇
四日市市議会議長の辞職について.....	一一
四日市市議会議長選挙について 選挙.....	一三
四日市市議会常任委員会委員選任について 選任.....	一四
四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について 選挙.....	一七
菟野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について 選挙.....	一八

ページ

四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議會議員選挙について

選挙……………一八

四日市港管理組合議會議員選挙について

選挙……………二〇

監査委員の選任について

議案説明：質疑、討論、議決……………二一

教育委員会委員の任命について

議案説明：質疑、討論、議決……………二三

専決処分について

報告……………二九

昭和四十四年五月十六日

四日市市議会臨時会会議録

四日市市議会

昭和四十四年五月十六日(金曜日)  
四日市市議会臨時会会議録

米田好兼速記

○議事日程

昭和四十四年五月十六日(金)午後一時開会

- 第一 議席の一部変更について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 選挙第一号 四日市市議会副議長選挙について……………選挙
- 第五 四日市市議会議長の辞職について……………選挙
- 第六 選挙第二号 四日市市議会議長選挙について……………選挙
- 第七 発議第四号 四日市市議会常任委員会委員選任について……………選任
- 第八 選挙第三号 四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について……………選挙
- 第九 選挙第四号 菟野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙につ……………選挙

第一〇 選挙第五号	四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議	選
	議員選挙について……………	挙
第一一 選挙第六号	四日市港管理組合議會議員選挙について……………	選
第一二 議案第四四号	監査委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、議決	挙
第一三 議案第四五号	教育委員会委員の任命に	
	ついて……………	〃
	……………	〃
	……………	〃
第一四 報告第一号	専決処分について……………	報
	……………	告

○本日の会議に付した事件

- 第一 議席の一部変更について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 選挙第一号 四日市市議會議長選挙について
- 第五 四日市市議會議長の辞職について
- 第六 選挙第二号 四日市市議會議長選挙について
- 第七 発議第四号 四日市市議會常任委員会委員選任について
- 第八 選挙第三号 四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について

- 第九 選挙第四号 菰野伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 第一〇 選挙第五号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議會議員選挙について
- 第一一 選挙第六号 四日市港管理組合議會議員選挙について
- 第一二 議案第四四号 監査委員の選任について
- 第一三 議案第四五号 教育委員会委員の任命について
- 第一四 報告第一号 専決処分について

○出席議員（四十一名）

味岡一郎君	天春文雄君	荒木武治君	伊藤金一君	伊藤泰一君	伊藤太郎君	伊藤信一君	岩田久雄君	大島武雄君	大谷喜正君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○欠席議員（二名）

山谷  
口口  
信專  
生九  
君君

吉山 山安 六宮 松增 前藤 日日 早  
垣本 中垣 平田 島山 川井 比冲 川  
照 忠 豊 良英 辰泰 義武 正  
男勝 一勇 司勇 一 一男 郎平 男夫  
君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君

服長 野生 豊坪 辻高 志坂 後小 小訓 喜川 加笠  
部川 崎川 田井 橋積 上藤 林林 霸野 村藤 田  
昌鐸 貞平 妙誠 力政 長藤 喜哲 也 定七  
弘元 芳蔵 稔子 二三 一 郎 太郎 夫夫 男等 潔男 衛  
君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君

市	助	助	市長	収	入	役	役	助	助	市長	総	総	土	教
長	岩	加	公	入	役	庄	加	岩	岩	室	務	務	木	育
九	野	藤	長	庄	司	司	司	野	野	長	部	部	部	委
鬼	見	寬	谷	司	良	良	良	見	見	長	長	長	長	員
喜	齊	嗣	沢	一	一	一	一	齊	齊	龍	平	平	三	長
久	君	君	文	君	君	君	君	君	君	池	井	井	輪	清
男			男							真	清	清	喜	真
君			君							君	三	三	代	君
											君	君	司	
											君	君	君	

○市議会事務局

主	主	議	次	事	事	事	事	事	事	事	事	事	主	主
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
板	柴	小	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	崎	崎
大	田	坂	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	大	大
之	静	靖	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	之	之
丞	良	君	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	丞	丞
君	君	君	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	君	君
	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

午後一時三分開会

○議長(伊藤泰一君) ただいまから昭和四十四年五月、四日市市議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

永年在職議員表彰状伝達の件

○議長(伊藤泰一君) 会議に先立ちまして、去る四月二十四日岡崎市において開催されました第五十二回東海市議会議長会において伊藤金一議員が十五年以上の勤続議員として、また服部副議長、荒木、伊藤太郎、加藤、坂上、志積、谷口、生川、前川の各議員が十年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

〔伊藤金一君登壇〕

○議長(伊藤泰一君)

表彰状

四日市市議会議員

伊藤 金 一 殿

あなたは市議会議員の要職にあること十五年、市政の振興と地方自治発展のため尽くされた功績はまことに顕著であります。よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

昭和四十四年四月二十四日

東海市議会議長会長  
岡崎市議会議長

柴 田 信 一

〔表彰状授与〕（拍手）

〔副議長（服部昌弘君）登壇、荒木武治君、伊藤太郎君、加藤定男君、坂上長十郎君、志積政一君、生川平蔵君、前川辰男君議場中央に進む〕

○議長（伊藤泰一君）

表 彰 状

四日市市議会副議長

服 部 昌 弘 殿

あなたは市議會議員の要職にあること十年、市政の振興と地方自治発展のため尽くされた功績はまことに顕著であります。よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

昭和四十四年四月二十四日

東海市議会議長会長

岡崎市議会議長

柴 田 信 一

以下同文

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（伊藤泰一君） 要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（伊藤泰一君） これより会議を開きます。

日程第一 議席の一部変更について

○議長（伊藤泰一君） 日程第一、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回、議員の所属会派の移動により、議席の一部を変更いたしましたと思います。

おはかりいたします。安垣勇君、服部昌弘君、坪井妙子君、日比義平君の議席を、ただいまご着席のとおり変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第二 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において伊藤信一君及び小林哲夫君を指名いたします

日程第三 会期の決定について

○議長(伊藤泰一君) 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤泰一君) ご異議なしと認めます。よって、会期は一日間と決定いたしました。

○議長(伊藤泰一君) この際、ご報告いたします。

去る五月十日、服部昌弘君から都合により副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第百八条の規定により五月十五日これを許可いたしましたから、報告いたします。

服部副議長。

〔服部昌弘君、議場中央に進む〕

○服部昌弘君 一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

過去一年間、市議会の副議長としていたりませんにもかかわりませず、皆さん方のご支援によりまして大過なく過ごさせていただきました。どうもありがとうございました。(拍手)

日程第四 選挙第一号四日市市議会副議長選挙について

○議長(伊藤泰一君) 次に、日程第四、選挙第一号四日市市議会副議長の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにいた

したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤泰一君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市議会副議長に、加藤定男君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました加藤定男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤泰一君) ご異議なしと認めます。よって、加藤定男君が四日市市議会副議長に当選されました。  
加藤君。

〔副議長(加藤定男君) 議場中央に進む〕

○副議長(加藤定男君) 一言、お礼を申し上げます。

ただいまは、皆さま方の身にあまるご推選をちようだいたしまして、名誉と権威ある四日市市議会の副議長を拝命いたしました。まことに身にあまる光栄であると同時に、またその責任の重大さを痛感いたすものでございます。

ご承知のとおり四日市の市政は、重大な案件が山積いたしております。この重大な案件を処理するには、皆さま方の議会の円満と議会の発展が至らしめること大なるものと、深く信ずるものでございます。

かような意味から、いたりませんが、皆さま方のあたたいご支援を拝受いたしました。この市政を遂行することにご協力賜わりますことを重ねてお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

日程第五 四日市市議会議長の辞職について



○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第五、四日市市議会議長の辞職についてを議題といたします。本件は、私の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七条の規定により退席いたします。

〔議長（伊藤泰一君）退席、副議長（加藤定男君）着席〕

○副議長（加藤定男君） 議長伊藤泰一君から議長の辞職願いが提出されております。まず、辞職願いを朗読させます。

〔事務局次長（森正太郎君）朗読〕

辞 職 願

四日市市議会議長 伊 藤 泰 一

今般都合により四日市市議会議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和四十四年五月十日

伊 藤 泰 一

四日市市議会議長殿

○副議長（加藤定男君） おはかりいたします。伊藤泰一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤定男君） ご異議なしと認めます。よって、伊藤泰一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔伊藤泰一君、議場中央に進む〕

○伊藤泰一君 ごあいさつを申し上げます。

昨年の五月議長に就任いたしました以来一年間、皆さま方のご支援、ご協力によりまして大過なく重責を果たし退任することのできましたこと、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

なお、今後どうか一そうのご指導、ご鞭撻を賜りますことをよろしくお願い申し上げます。ごあいさつにかせさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

日程第六 選挙第二号四日市市議会議長選挙について

○副議長（加藤定男君） 次に、日程第六、選挙第二号四日市市議会議長の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤定男君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市議会議長に、服部昌弘君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました服部昌弘君を当選人と定めることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤定男君） ご異議なしと認めます。よって、服部昌弘君が四日市市議会議長に当選されました。

〔議長（服部昌弘君）議場中央に進む〕

○議長（服部昌弘君） ただいまは、今年の議会の役員改選に際しまして、不肖私を議長にご選出いただきましたありがとうございます。私にとりまして、これにまさる光栄はございません。

四日市の市政は、逐次進展し続けているとは申しながら、その一面にわれわれがこれから解決していかねなければならない重要な課題がたくさんございます。われわれ議会といたしましても、この重要な課題に積極的に取り組みまして、われわれをささえてくれております二十二万の市民の負託にこたえなければならぬと思っております。しかしながら、先輩の方々のご指導をお願いし、同僚の皆さん方のご支持をお願いいたしまして、この重責を全ういたしたい覚悟でございます。今後一年間、どうぞ皆さん格別のご支持を賜りますように心からお願いいたしまして、ごあいさついたします（拍手）

〔副議長（加藤定男君）退席、議長（服部昌弘君）着席〕

日程第七 発議第四号四日市市議会常任委員会委員選任について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第七、発議第四号四日市市議会常任委員会委員選任についてを議題といたします。おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により

- |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|
| 服部昌弘 | 野崎貞芳 | 伊藤金一 | 訓覇也  | 伊藤生川 | 伊藤平藏 |
| 笠田七衛 | 川村深君 | 伊藤泰一 | 生川平藏 | 藤泰一  | 藤一君  |

以上十名を総務衛生常任委員に

大島武雄	大谷喜正	味岡一郎	早川正夫	伊藤太郎	小林哲夫	吉垣照男
山口信生	六平豊司	伊藤信一	前川辰男	坪井妙子	坂上長十郎	

以上十一名を教育民生常任委員に

志積政一	岩田久雄	谷口専九	山本勝九	藤井泰治郎	長谷川鐸元	喜多野等	荒木武治
後藤藤太郎	小林喜夫	辻誠二	高橋力三	安垣勇君		加藤定男	日冲武男

以上十一名を産業水道常任委員に

- |      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 喜多野等 | 日冲武男 | 加藤定男 | 荒木武治 |
|------|------|------|------|

山中忠一君 豊田稔君  
 日比義平君 増山英一君  
 宮田勇君 天春文雄君  
 松島良一君

以上十一名を建設常任委員に、それぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時三分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の正副委員長をご決定いただきましたので、その氏名を報告いたします。

- 総務衛生委員会 委員長 訓 翾 也 男 君 副委員長 生 川 平 蔵 君
- 教育民生委員会 委員長 大 谷 喜 正 君 副委員長 六 平 豊 司 君
- 産業水道委員会 委員長 志 積 政 一 君 副委員長 後 藤 藤 太郎 君
- 建設委員会 委員長 喜 多 野 等 君 副委員長 日 冲 武 男 君

以上のとおりであります。

日程第八 選挙第三号四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第八、選挙第三号四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員に

生 川 平 蔵 君 伊 藤 泰 一 君  
 服 部 昌 弘 君 笠 田 七 衛 君  
 大 島 武 雄 君 山 口 信 生 君

を指名いたします。

ただいま指名いたしました生川平蔵君、伊藤泰一君、服部昌弘、笠田七衛君、大島武雄君、山口信生君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、

生 川 平 蔵 君 伊 藤 泰 一 君  
服 部 昌 弘 君 笠 田 七 衛 君  
大 島 武 雄 君 山 口 信 生 君  
が、四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第九 選挙第四号菰野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第九、選挙第四号菰野伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、今回、生川平蔵君が辞職され欠員となりましたので、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

菰野伝染病隔離病舎組合議会議員に

訓 覇 也 男 君

を指名いたします。

ただいま指名いたしました訓覇也男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、

訓 覇 也 男 君

が、菰野伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第十 選挙第五号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員選挙について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十、選挙第五号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、今回、藤井泰治郎君、前川辰男君、松島良一君が辞職され欠員となりましたので、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に

生 川 平 蔵 君 野 崎 貞 芳 君

川 村 深 君

を指名いたします。

ただいま指名いたしました生川平蔵君、野崎貞芳君、川村深君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、

生川平蔵君 野崎貞芳君  
川村深君

が、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第十一 選挙第六号四日市港管理組合議会議員選挙について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十一、選挙第六号四日市港管理組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、今回、志積政一君、大谷喜正君、訓覇也男君が辞職され欠員となりましたので、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市港管理組合議会議員に

伊藤金一君 前川辰男君  
生川平蔵君

を指名いたします。

ただいま指名いたしました伊藤金一君、前川辰男君、生川平蔵君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、

伊藤金一君 前川辰男君  
生川平蔵君

が、四日市港管理組合議会議員に当選されました。

日程第十二 議案第四十四号監査委員の選任について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十二、議案第四十四号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、坂上長十郎君の一人身上に関する案件でありますので、地方自治法第百十七条の規定により同君の退席を求めます。

〔坂上長十郎君退席〕

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明を求めます。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案について、ご説明申し上げます。

議案第四十四号は、議会議員のうちから選任申し上げた監査委員伊藤太郎氏が辞任されましたので、後任の監査委員として坂上長十郎氏をご選任申し上げます。ここに提案申し上げます。

何とぞご同意を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） おはかりいたします。本件につきましては、別段、ご質疑もないことと思っておりますので、委員

会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）　ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第四十四号監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第十三　議案第四十五号教育委員会委員の任命について

○議長（服部昌弘君）　次に、日程第十三、議案第四十五号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまご上程の議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第四十五号は、本市教育委員会委員のうち一名が欠員となっていたのでありますが、このたび西川棟伍氏を任命申し上げたく、ここに提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元に配布申し上げたとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君）　ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤議員。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　過日、西川棟伍氏から退任のあいさつ状をいただいたのでございますが、その中に、「三重県教育の正常化をより前進するため微力を尽くしたつもりであります、非力のうえにいろいろな壁に突き当たり云々」と申し述べてありました。西川氏最後の勤務学校は、津高等学校でございますが、この学校は、かつて校舎が火災にかかって代々の校長はそのあと始末に苦しんできたのでございます。そのうえに、学生の中に共産系のグループがあったり、共産系の教師などがあったために、校長は学校運営のために非常に苦しんできたのでございます。それだけに教育の正常化という問題は、代々の校長同様西川氏も真剣に取り組んできたのでございます。このわずかなあいさつ期間の中に、それを私は感じ取っておるのでございます。同時に、西川氏がこうした問題の処理にあたって、一つの信念のもとに動いてきたその気概というものも、私は感じ取れるのでございます。

小学校教育から高等女学校、工業学校、新制中学校長、県教委、高校長など三十八年間のあらゆる教育経歴を経てきたこの人だけに、この人を四日市の教育委員として迎えるということは、非常にけっこうなことであろうと思えますが、しかし、どんなりっぱな教育長でありまして、これを取り巻くまわりの情勢によっては、正しかるべき教育行政もゆがめられたり、あるいは、教育長の正しい考えが十分に浸透しないという場合も生じたりするのではないかと、こう思います。四日市市においても、こうした懸念がないとは考えられないのでございます。将来のために、市長の考えを承っておきたいのであります。

加えて、ご承知のように四月十一日、大阪市の柏原教育長が自殺をいたしました。そして、大阪市では現在もなお

毎日のように教育関係者が汚職の取り調べを受けておることは、ご承知のとおりでございますが、この自殺の原因が染川教育長の場合と異なつて、どの教育社会にも当てはまる、あるいはそうした傾向がどの教育社会にもある内容だけに、この問題に関連して市長の考えを承つておきたいのでございます。

まず第一に、この問題について中馬大阪市長が終始一貫して、教育行政には市長が口出すべきでない、こういう態度を取り続けてきたということであります。しかし新聞論評は、教育長が苦境におちいても助けようとしなさい、あるいは、助けようとした形跡もないことは問題だといっております。九鬼市長はこれに対してどうお考えいただけますか、承つておきたいと思ひます。

第二に、教育委員は現在は公選制でないから、はっきりいってお飾りのような存在になつてゐる、大阪市の場合、教育委員はこういうふうには批判されております。しかし、四日市市の場合は、むしろこの反対でなからうかと私は感じてゐるのでございます。

この大阪市の問題に関連いたしましたして、問題のあつた奈良県の場合は、在任期間の長い教育委員が実権を握つて、事務局の実務面にまで相当、口出しをしておつた、こう批判されております。十二月議会で教育委員の再任に私の反対した理由も、そうした懸念を感じたからでございます。

が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第十二条の二に「委員長の任期は一年とする。ただし、再選されることが出来る」この規定されておりますが、四日市市のように何年間も再選が続くということは、事情はともかくとしてこれは教育委員全体の責任であらうと思われまふし、同時に奈良県の場合のような懸念も生じてくるのでございます。賢明な龍池委員長は、すでにこれらのことを承知しておられるだろうから、今後は民主的な運営をはかれるであらうし、また私もそれを期待いたしておるのでございます。

そこで市長にお伺いするのでございますが、もし四日市の教育委員会が正常でないと思われた場合、あるいは教育委員が実務面にまではなほだしく口出しをした場合、市長はこれをどうするか、この点についてお伺ひいたしたい。

第三は、大阪市の場合、この柏原教育長は、京大卒の市長部局出身の教育長でございました。だから、事務局にもほんとうの意味での教育正常化のための教育長を補佐し、助言する人材がなかつたので、こうした結果になつたといわれております。

四日市市の場合、内容は違つても、こうした意味での次長制を置いたのではなからうかと私は考えているのでございますが、こうした問題が起きてみますと、あらためて四日市の次長制という問題も検討しておく必要があるのではなからうかと思ひます。その当時、岩野助役は私に、粟林教育長を補佐するために設置したのだから、この人がやめたらその必要はなからうと説明をされたんでございますが、西川教育長が着任されても次長というものは設けるのかどうか、これをお伺ひいたしたい。

第四に、この大阪のこの問題の人、すなわち丸山指導部長は、指導部長でありながら他の実権も持っていたといわれております。他の実権とは、おそらく人事に対する権力であらうと思われまふが、勤務年数が長くなり実力ができてまいりますと、教育社会では何々天皇と称呼されて、この天皇がすべてを支配するようになるのでございます。教育一家という外部からの目の届かないところ、そこには特有の暗さが生まれ、こうした事情、事件を起こす原因となるのでございます。この丸山も天皇とうわさされ、従来から黒いうわさが絶えなかつたといわれております。かわいそうに柏原教育長は、この実力者丸山天皇をどうもできず、みずから命を絶つという道を選んだのでございます。

四日市の教育委員会にも、かつて天皇と呼ばれた人があることは、私の記憶に残つております。最近、ちび天、ちび天というのは小さい天皇、そのちび天が育つてきたというふう聞いております。(笑声)四日市には天皇もつ

くってはならない、ちび天も育ててもらっては困るわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、どの社会でも任期の長いもの、あるいは経験の長いものは、自然、実力がついてくるのは当然であります。四日市の場合、教育委員会の中心となる人、すなわち教育長あるいは学校教育課長が、いずれも任期が浅いので、天皇の育つ温床がつくられやすいのでございます。これらの方をどういう形で補佐し、どういう形でその人を援助していくか、この点についても市長のお考えを承りたい。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

新しい教育長のご承認に際しまして、教育の正常化等につきましてたいへん適切なご意見を拝聴させていただいたと思っておりますが、教育の正常化につきましては、かねて勤務評定問題当時からやかましくいわれておりましたがなかなかこの教育の正常化という問題が、むずかしゆうございます。それは思想上からも、あるいは教職員人事の組織の上からも、また、地域等の背景から見ても非常にいろいろの問題がございます。しかしながら、教育委員会の生まれました教育行政の組織運営に関する法律等にうたわれておりますところの教育の中立化ということは、やはり何と申ししても必要なことでございますし、また校長ないしは教育長、教育委員長等の統率力がないことは、私は十全なものではないと考えますが、ご指摘のような天皇制が生まれたり、ちび天制ができるということは、まことに適切なことではないと私も考えておる次第でございます。

大阪市の教育長の事例に関しましていろいろご意見がございましたが、市長と申します仕事は、地方公共団体の長の所轄のもとに事務機構を系統的に構成していく、あるいは相互の連絡をとって全体としての調和をとると、というのが市長の任務であると考えます。しかしながら、地区の住民と教育関係とが対立するというようなことが、往々にしてございます。それは、先般の学区制のような問題でもございましたし、そういうような場合は公共団体の統括責任者として、また財政の究極的な責任者として、私はここに市長は当然、適切な意見を出して教育委員会に意見を申し上げていいのではないかと、私は考えておる次第でございます。

それは、先ほどから申し上げておりますように、市長は地方公共団体の統合調整の執行権を持っておるわけでございますので、事務の組織等につきましても、また職員の身分、取り扱い等につきましても、また予算の執行等につきましても、財産管理等につきましてもそこに適切な調整執行権を持っておると、判断するからでございます。

第二番目の教育委員会が正常でないと思われる運営、あるいは教育委員が実務面にまではなはだしくタッチしてきただけの場合には、どうしてこれを是正、指導するのかというご意見でございますが、教育委員会というのは、本来から申しまして合議機関でございますし、これが民主的運営にまつべきものが当然のことでございますが、そこに正常でないと考えられるような場合、あるいは、不当に実務面まで教育委員がタッチした場合にどうするのかということでございますが、そのような場合には、第一点で申し上げましたような意見を教育委員会に申し上げて、適切に相談に乗らしていただいていいのではないかと考えておる次第でございます。

次長制につきましては、教育長は対内的、あるいは対外的にもいろいろ多忙でございますので、私は、しばらく次長制というものは存続させていただいたほうが、十全な教育委員会の運営ができるのではないかと考えております。

第四点でございますが、このような教育委員会が、中立的な、また民主的な運営というものをうたって存続しておる以上、その正常化のためにも長期に一人の人が存続する、存続することには問題があるのではないかと考え



ますので、交代的な教育委員長長の運営によって教育行政が正常化し、中立化し、民主化するということがやはり理想的ではないかと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤議員。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 大阪市の教育委員会で起きている問題を中心にして、市長の考えをただしたのでございますが、この市長の考えにつきましては、本日ここでとやかく言うべき筋合いのものでもないし、またご答弁いただきました内容も、ほぼ私の考えているのと近いので、これで質問を打ち切りますが、幸いの機会でございますので、二、三市長に要望を申し上げたいと存じます。

市長は、皆さんご承知のように県と市の教育委員という経験がございます。それでよくご存じと思いますが、教育委員会が知事部局、あるいは市長部局からどういう形で処遇されていたかということをおぼろしく思い出していただければ、よくわかる問題でございますが、教育委員会に冷やめしを食わせるようなことはぜひ避けていただきたい。あたたかいめしを食わせていただきたい。そして、常にわれわれが要望している教育費の二〇％実現、これをはかっていただくとか、あるいは文化施設の充実とか、あるいは人事面でいまい少し切れ者を入れて、とかく弱体化している教育委員会を強化してほしい。そして、教育市長の名に恥じない画期的な教育行政の実現ができるようにご配慮を賜わりたい。これを要望いたしまして、終わります。

○議長（服部昌弘君） ほかにご質疑はございませんか。

ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第四十五号については、委員会の付託を省略し、直ちに

採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第四十五号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第十四 報告第一号専決処分について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十四、報告第一号専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の専決処分につきましては、昭和四十三年度公共下水道特別会計における下水道築造資金に対する融資額が年度末に至り増額決定をいたしましたので、予算の補正を必要とすることになり専決処分を行なったものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認を賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言を願います。——ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者

あり)

別段、ご質疑もありませんので、報告第一号専決処分については、承認することといたしましてご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(服部昌弘君) ご異議なしと認めます。よって、報告第一号専決処分については、これを承認することに決しました。

○議長(服部昌弘君) 以上をもちまして本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十四年五月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。

午後二時三十五分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	伊藤泰一
四日市市議会議長	服部昌弘
四日市市議会副議長	加藤定男
署名議員	伊藤信一

署名議員 小林哲夫



昭和四十四年  
五月  
四日  
市市議会臨時会  
會議録正誤表

二五	二三	一三	九	六	頁
八	一一	一五	九	一	行
栗林教育長	気概	おは○りいたします。	移動	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	誤
栗林教育長	気概	おはかりいたします。	異動	○議案説明のため出席した者	正